

青森県報

第三千三百七十一号

平成二十三年

四月四日
(月曜日)

目次

告示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
生活保護法による介護機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の名称変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の名称変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	四
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	六
介護保険法による介護老人福祉施設の指定	(同)	七
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	七
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	七
障害福祉サービス事業者の指定	(同)	八
障害者自立支援法による障害者支援施設の指定	(同)	八
身体障害者福祉法による医師の指定	(同)	八
漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出	(下北地域局)	九

公告

告示

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生課)	九
建設業者の許可の取消し	(東青地局)	九
右 同	(上北地域局)	一〇

青森県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	廃止年月日
名称	名称	所在地	
株式会社三沢薬剤師薬局	三沢薬剤師薬局	三沢市中央町四丁目一の一	平成三二・二・七
主たる事務所の所在地	管理指導		
三沢市中央町四丁目一の一	居宅療養管理指導		

青森県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社三沢薬劑師薬局	三沢市中央町四丁目一の一	介護予防	介護予防の種類	介護予防	三沢薬劑師薬局	三沢市中央町四丁目一の一	平成三・二・七
-------------	--------------	------	---------	------	---------	--------------	---------

青森県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社三沢薬劑師薬局	三沢市大字三沢字堀口一六四の二八三	居宅介護	居宅介護の種類	居宅介護	三沢薬劑師薬局	三沢市大字三沢字堀口一六四の二八三	平成三・二・八
株式会社三沢薬劑師薬局	三沢市大字三沢字堀口一六四の二八三	居宅介護	居宅介護の種類	居宅介護	三沢薬劑師薬局	三沢市大字三沢字堀口一六四の二八三	平成三・二・八

青森県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年四月四日

株式会社三沢薬劑師薬局	三沢市大字三沢字堀口一六四の二八三	介護予防	介護予防の種類	介護予防	三沢薬劑師薬局	三沢市大字三沢字堀口一六四の二八三	平成三・二・八
株式会社三沢薬劑師薬局	三沢市大字三沢字堀口一六四の二八三	介護予防	介護予防の種類	介護予防	三沢薬劑師薬局	三沢市大字三沢字堀口一六四の二八三	平成三・二・八

青森県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	老人保健施設しもだ	所在地	施設の種類	変更
変更後	介護老人保健施設しもだ	上北郡おいらせ町向山二五九二の七	介護老人保健施設	平成一九・九・一

青森県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

変更後	変更前										
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八戸市大字直											
介護予防施設											
介護老人保健施設											
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八戸市大字直											
介護老人保健施設											
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八戸市大字直											
介護老人保健施設											

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
"	"	"	"	"	"	名称
八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	名称
老人保健施設	老人保健施設	老人保健施設	老人保健施設	老人保健施設	老人保健施設	名称
八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	所在地
"	"	"	"	"	"	変更年月日

平成二十三年四月四日

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

変更後	変更前
"	"
八戸市大字直	八戸市大字直
介護老人保健施設	介護老人保健施設
"	"
八戸市大字直	八戸市大字直
介護老人保健施設	介護老人保健施設
"	"
八戸市大字直	八戸市大字直
介護老人保健施設	介護老人保健施設

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
有限会社とんぐり村	"	"	"	"	"
十和田市稲生町一三の七	十和田市東二の二五	山一〇の八	八戸市大字河原木八太郎	八戸市大字尻内町字直田八	八戸市大字尻内町字直田八
り村	居宅介護支援事業所とんぐり村	介護老人保健施設しもた	介護老人保健施設しもた	介護老人保健施設しもた	老人保健施設しもた
十和田市稲生町一三の七	十和田市東二の二五	"	"	上北郡おいらせ町向山二五九二の七	上北郡おいらせ町向山二五九二の七
三・一・二〇	三・二・一	一九・九・一			

青森県告示第百二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
社会福祉法人東北赤松福祉会	三	上北郡東北町字往來ノ下三三三の三	訪問介護	ぱらへんセンター	平成三・四・一

青森県告示第百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公

示す。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護老人福祉施設の開設者	名称	主たる事務所の所在地	介護老人福祉施設	指定年月日
社会福祉法人ファミリア	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	ハピネスながわ	三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原の一	平成三・四・一

青森県告示第百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所	指定年月日
社会福祉法人東北赤松福祉会	三	上北郡東北町字往來ノ下三三三の三	訪問介護	ぱらへんセンター	平成三・四・一

青森県告示第百三十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	有限会社サワカミ薬局堀口店	所在地	三沢市下久保二丁目一の二一	指定年月日	平成三・四・一
----	---------------	-----	---------------	-------	---------

青森県告示第百三十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
医療法人芙蓉会	青森市大字雲谷字山吹九三の一	自立訓練（生活訓練）	自立訓練事業所SUN	青森市大字四ツ石字里見七五の二	平成三・四・一
社会福祉法人誠誠会	つがる市森田町三の二	重度訪問介護	ヘルパーステーション	つがる市森田町三の二	"
社会福祉法人誠誠会	つがる市森田町三の二	行動援護	ヘルパーステーション	つがる市森田町三の二	"
社会福祉法人誠誠会	つがる市森田町三の二	生活介護	障害者支援施設あぜりあ苑	つがる市森田町三の二	"
社会福祉法人誠誠会	つがる市森田町三の二	施設入所支援	障害者支援施設あぜりあ苑	つがる市森田町三の二	"

青森県告示第百三十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	社会福祉法人松緑福祉会	設置の場所	上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢一三三の二三三	指定年月日	"
名称	社会福祉法人松緑福祉会	設置の場所	上北郡七戸町字清水頭七一の八〇	指定年月日	"

青森県告示第百三十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	三井 匡史	勤務する病院等	八戸市立市民病院 八戸市大字田向字毘沙門平一	診療科目	呼吸器外科（呼吸器機能障害）	指定年月日	平成三・四・一
----	-------	---------	------------------------	------	----------------	-------	---------

阪中 淳也	鳴海外科医院	三沢市幸町二丁目二の一五	整形外科(肢体不自由)	"
-------	--------	--------------	-------------	---

青森県告示第百三十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 奥戸 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 下北郡大間町大字奥戸字向町八六番地一 竹 内 勝 久 下北郡大間町大字奥戸字新釜二番地七 佐々木 明 下北郡大間町大字奥戸字向町七七番地七 細 川 晴 男	期 間 平成二十三年四月四日から同月十八日まで 場 所 奥戸漁業協同組合

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年三月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て応援隊ココネットあおもり

三 代表者の氏名

沼田 久美

四 主たる事務所の所在地

青森市岡造道三丁目四の二七

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の家族に対し、子育てを応援する事業を実施するとともに、子育て支援者の育成を図る事業を実施することにより、青森市における子育て支援団体の核となり、家族と子育て支援者がお互い育ちあい、あずまい子育てができる社会づくりに寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社エイトータル

二 代表者の氏名 四ツ谷 博志

三 主たる営業所の所在地 青森市長島四丁目二〇の四

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一七〇〇一号

五 取消年月日 平成二十三年三月九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工業業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社山八工務店
- 二 代表者の氏名 山田 まき子
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町大字上野字北谷地四の四六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五七一六号
- 五 取消年月日 平成二十三年三月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十二年八月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭